

お知らせ
info

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

1 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付（児童扶養手当法に定める「養育者」の方を含む）

■給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

■給付金の対象となる方

以下、①～③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等（遺族年金、障害年金など）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止、または、一部停止されたと推測される方を含む）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

2 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

■給付額

1世帯5万円

■給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

給付金の支給手続き

◆令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 （上記基本給付金対象の①に該当する方）

■基本給付について

申請不要です。8月頃、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

■追加給付について

申請が必要です。

■現況確認時（8月）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。

※給付金を希望しない場合は、送付する届出書を返送してください。

※児童扶養手当の支給にあたって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

◆上記以外の方（上記基本給付金対象者の②、③に該当する方）

■基本給付、追加給付ともに申請が必要です。

申請方法についてご案内しますので、愛媛県子育て支援課、または、町民生活課生活支援係までご連絡ください。

問い合わせ先

■厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

（受付時間 平日9:00～18:00） ☎ 0120-400-903

■愛媛県 子育て支援課 ☎ 089-912-2411

■町民生活課 生活支援係 内線 2118